

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第11条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年2月29日

音更町長 小野 信次

記

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|----------------|-----------|-----------|
| 音更町 | 木野地区(然別ほか14集落) | 令和4年3月18日 | 令和6年2月29日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|------------|
| ①地区内の耕地面積 | 2,608.04ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 2,387.85ha |
| ③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計 | 383.13ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 41.70ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 237.16ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 278.86ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|--|
| 集落ごとに見ると今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、65才以上で後継者が未定又は不明の農業者の耕作面積の方が多い集落があり、新たな農地の受け手の確保が必要。 |
|--|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| 木野地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者107経営体、認定新規就農者4経営体が担い、後継者が不足している集落においては、必要に応じて近隣集落の中心経営体の農地利用を検討するとともに、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。 |
|---|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

| |
|--|
| 農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構事業を活用し、農用地を効率的に利用できるよう促す。 |
| 経営の合理化の取組方針 農業従事者の減少や高齢化による労働力不足と規模拡大に対応するため、スマート農業の推進による労働生産性の向上と経営所得の安定に取り組む。 |
| 低コスト化の取組方針 生産コストの軽減と効率化を図るため、農業機械や施設の集団利用を促進する。 |
| 基盤整備への取組方針 農業生産性の向上と農作業の効率化を図るため、暗渠排水や区画整理、除れきなどの総合的な土地基盤整備に取り組む。 |
| 後継者育成の取組方針 安定的な経営継承を進めるため、将来の担い手への研修や法人化に必要な情報の提供、新規就農者受入れに対する体制整備に取り組む。 |